

第9節 郵政行政の推進

1 概要

1 これまでの取組

1871年（明治4年）の郵便創業以来、日本全国で整備されてきた郵便局のネットワークは、2007年（平成19年）10月1日の民営化の直前、全国で2万4千局余りを擁していた。民営化後も、郵便局は、あまねく全国で利用されることを旨として設置されることとされている。

総務省では、郵便局が提供するユニバーサルサービスの確保、地域における郵便局の拠点性の住民サービスへの活用に取り組んでいる。

2 今後の課題と方向性

我が国においては、少子高齢化、都市への人口集中、自然災害の多発、行政手続のオンライン化を含む社会全体のデジタル化など、社会環境は大きく変化している。特に地方においては、生活に必要な役割を担う公的な企業の撤退や、行政サービスを提供する地方自治体の支所等の廃止が進み、地域に残る公的基盤としての郵便局の重要性は増大している。

このため、日本郵政グループが民間企業として必要な業績を確保しつつ、郵便局ネットワークとユニバーサルサービスが中長期的に維持されていくとともに、郵便局とその提供するサービスが国民・利用者の利便性向上や地域社会への貢献に資することが重要である。

総務省では、引き続き日本郵政グループの経営の健全性と公正かつ自由な競争を確保し、郵便局が提供するユニバーサルサービスの安定的な確保を図るとともに、約2万4千局の郵便局ネットワークを有効に活用し、デジタル化の進展にも対応しながら、新たな時代に対応した多様かつ柔軟なサービス展開、業務の効率化などを通じ、国民・利用者の利便性向上や地域社会への貢献を推進する必要がある。

2 郵政行政の推進

1 郵政事業のユニバーサルサービスの確保

ア 郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度

2018年（平成30年）6月に、郵政事業のユニバーサルサービスの提供を安定的に確保するため、郵便局ネットワークの維持の支援のための交付金・拠出金制度が創設され、2019年（平成31年）4月から制度運用が開始された。独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構が、交付金の交付、拠出金の徴収等を実施しており、2023年度（令和5年度）の日本郵便への交付金の額は約3,000億円であり、拠出金の額はゆうちょ銀行が約2,436億円、かんぽ生命が約565億円となっている。

2 郵便局の地域貢献

ア デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方

我が国では、少子高齢化と人口減少が進み、さらに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、

地域社会の疲弊が一層進行しており、全国津々浦々に存在する郵便局が果たす地域貢献への期待がますます高まっている。こうした中、郵便局が、地理的・時間的な制約の克服を可能とするデジタル化のメリットと、地域拠点としての有用性を活かして果たすべき地域貢献の在り方を見極めていくことが重要である。このことから、総務省では2022年（令和4年）10月、情報通信審議会に対して、デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方について諮問を行い、同審議会郵政政策部会において審議が開始された。同部会では、①地方自治体をはじめとする地域の公的基盤と郵便局の連携の在り方、②郵便局のDX・データ活用を通じた地域貢献の在り方などについて審議を行っており、「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用」に関する中間報告を同年12月に取りまとめた。

また、総務省では、2022年（令和4年）10月に関係部局からなる郵便局を活用した地方活性化方策検討プロジェクトチームを設置し、郵便局を活用した地方活性化方策について検討を進め、前述の「郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用」の推進に加え、郵便局での地方自治体窓口事務等の取扱いの推進をはじめ、消防、防災、行政相談等の様々な方策について取りまとめ、2023年（令和5年）3月に公表した。本取りまとめにおいて、全国津々浦々に窓口があるなどの強みを持つ郵便局と地方自治体の連携が進むよう、各地域の取組推進に向け、全国の地方自治体、郵便局に対し方策を広く周知していくこととしている。

イ 郵便局を通じたマイナンバーカードの普及・活用の推進

住民にとって、マイナンバーカードはデジタル社会を新しく作っていくためのいわばパスポートのような役割を果たすものであり、社会全体でデジタル化が進む中、必要不可欠なものとなりつつある。

全国津々浦々に存在する郵便局は、ユニバーサルサービスの維持が法律により義務付けられており、過疎地においても郵便局のネットワークが維持されつづけている。こうしたことから、郵便局は高齢者等の地域住民の生活インフラとなっており、特に過疎地においては、人口減少の中、最後の「常勤の社員がいる事業拠点」となりつつある。

住民のマイナンバーカード普及・活用に際しては、こうした郵便局の拠点性を活かすことが有用であるとの考えの下、情報通信審議会郵政政策部会において、2022年（令和4年）12月に「デジタル社会における郵便局の地域貢献の在り方」の中間報告として、郵便局におけるマイナンバーカードの普及・活用策が取りまとめられた。

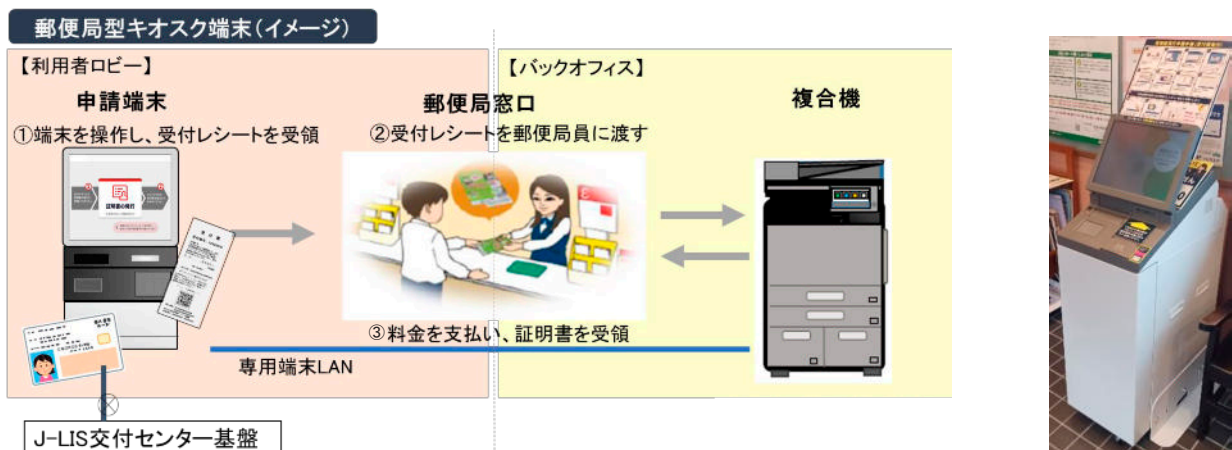
中間報告には、①郵便局における申請サポートの拡大の要請、②市町村によるマイナンバーカード出張申請受付に対する郵便局スペースの積極的提供の要請、③マイナンバーカード申請勧奨ポスターの郵便局掲示等マイナンバーカードの申請勧奨、④郵便局におけるマイナンバーカード交付に必要な法律改正の検討、⑤電子証明書の発行・更新、暗証番号の変更・初期化に係る事務の委託推進、⑥コンビニがない市町村を中心とした郵便局への証明書自動交付サービス端末の導入支援、⑦郵便局などにおける証明書の自動交付サービスの導入に係る地方財政措置など、国において早急に実施すべき取組が盛り込まれた。これを受けて、848地方自治体、3,511局の郵便局（3月31日時点）においてマイナンバーカードの申請サポートが行われるなど、具体的な取組が実施された。総務省は引き続き、郵便局におけるマイナンバーカード交付に必要な法律改正の手続きを進め、普及に向けて地方自治体と郵便局を伴走支援するほか、郵便局におけるマイナンバーカードの取得推進や郵便局におけるマイナンバーカード関連事務の受託に向けた地方自治体・郵便局への働きかけなど

に取り組んでいる。

ウ 行政サービスの窓口としての活用推進

総務省では、令和3年度補正予算により、低コストで導入可能な「郵便局型マイナンバーカード利用端末」(郵便局型キオスク端末)を開発実証した。この端末により、住民票など証明書発行手続がデジタル化され、地方自治体を介さず、郵便局だけで完結して証明書を発行することが可能となる(図表5-9-2-1)。現在、令和4年度第2次補正予算により、コンビニがない市町村を中心として、郵便局等へ「郵便局型マイナンバーカード利用端末」の導入を支援するとともに、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、地方自治体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、令和5年度より特別交付税措置(措置率0.7)を講じている。

図表5-9-2-1 郵便局型キオスク端末

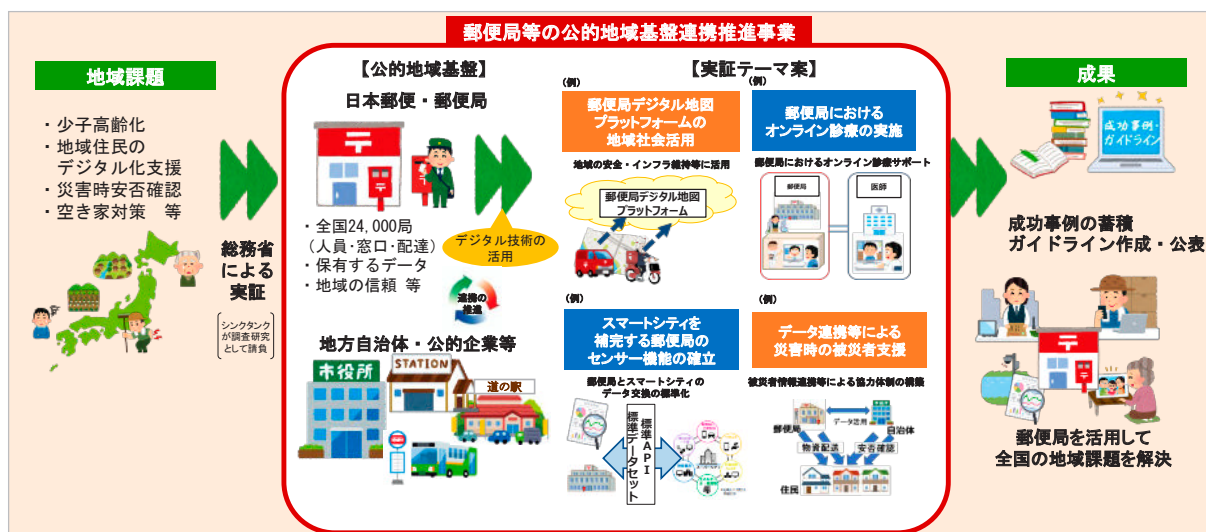


エ 郵便局と地域の公的基盤との連携

総務省では、2019年度(令和元年度)から2021年度(令和3年度)まで「郵便局活性化推進事業(郵便局×地方自治体等×ICT)」として、郵便局の強みを生かしつつ、地域の諸課題解決や利用者利便の向上を推進するための実証を行い、モデル事業として全国に普及展開してきた。2022年(令和4年)1月には、実証を通じて開発された「スマートスピーカーを活用した郵便局のみまもりサービス」が日本郵便による地方自治体向けのサービスとして開始された。日本郵便は、同年12月末までに29の地方自治体から郵便局のみまもりを受託している。

また、総務省は、2022年度(令和4年度)から、「郵便局等の公的地域基盤連携推進事業」(図表5-9-2-2)として、あまねく全国に拠点が存在する郵便局と地方自治体等の地域の公的基盤とが連携し、デジタルの力を活かし地域課題の解決を推進するための実証を行っている。2022年度(令和4年度)は、郵便局でのマイナンバーカードと交通系ICカードの紐付け支援による地域MaaSの支援(群馬県前橋市)、中山間地域における郵便局のドローンの公的活用(三重県熊野市)、郵便局で商品を注文できる買い物サービス支援(熊本県八代市)に関する実証事業を実施した(図表5-9-2-3)。2023年度(令和5年度)は、これらの事業の成果を全国へ普及展開するとともに、郵便局におけるオンライン診療等の実証事業を実施する予定であり、引き続き、郵便局と地域の公的基盤との連携による地域の課題解決のモデルケースを創出していく予定である。

図表 5-9-2-2 郵便局等の公的地域基盤連携推進事業

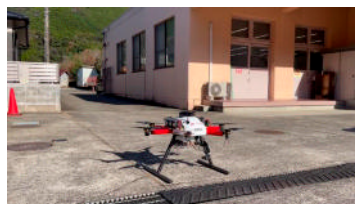


図表 5-9-2-3 地域実証の様子

郵便局でのマイナンバーカードと交通系ICカードの紐付け支援 (群馬県前橋市)



中山間地域における郵便局のドローンの公的活用 (災害時における緊急救援物資配送の試行) (三重県熊野市)



(出典) 中央下画像：GoogleEarthにより株式会社ACSLにて作成 (Map data © 2022 Google)

郵便局窓口での買い物サービス支援 (熊本県八代市)



3 郵便局で取得・保有するデータの活用

ア 郵便局データ活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会

総務省では、信書の秘密、郵便物に関して知り得た他人の秘密及び個人情報の適切な取扱いを確保しつつ、郵便局が保有・取得するデータの有効活用を促進するため、2021年(令和3年)10月から「郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」を開催し、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第167号。以下「郵便分野ガイドライン」という。)の解説の改定を行うとともに、報告書を2022年(令和4年)7月に公表した。本報告書においては、郵便局データ活用に向けた基本的な考え方や日本郵政・日本郵便の取組、総務省等が実施すべき施策が「郵便局データ活用推進ロードマップ」として示されており、総務省の取り組むべき事項として、郵便局データ活用アドバイザリーボードの創設、郵政行政モニタ

リング会合等による監督の強化等が挙げられている。

イ 郵便局データ活用アドバイザーボード

上記の報告書を受け、総務省では、2022年（令和4年）12月から「郵便局データ活用推進ロードマップ」における取組・施策の実施に際して有識者等から助言を得ることを目的として「郵便局データ活用アドバイザーボード」を開催しており、郵便分野ガイドラインの解説に追記された公的機関等へのデータ提供（災害、税、弁護士会照会）の具体的運用や日本郵政・日本郵便のデータ活用に関する施策の定期的なフォローアップ等に取り組んでいる。

4 ゆうちょ銀行・かんぽ生命の新たな金融サービス

総務省及び金融庁は、ゆうちょ銀行に対し、2022年（令和4年）3月に「投資一任契約の締結の媒介業務」について郵政民営化法に基づく認可を行った。同年5月からゆうちょ銀行の全店舗において、投資一任サービスが取り扱われている。

また、かんぽ生命からは、2022年（令和4年）6月に「契約更新制度導入に伴う商品改定」、同年12月に「学資保険の商品改定」について、郵政民営化法に基づく届出^{*1}があった。契約更新制度については同年10月から、学資保険については2023年（令和5年）4月から、かんぽ生命及び全国の郵便局において取り扱われている。

3 国際分野における郵政行政の推進

1 万国郵便連合（UPU）への対応

国連の専門機関の一つである万国郵便連合（UPU）では、世界の郵便ネットワーク・サービスの発展を実現し、国際郵便に係る利便性の一層の向上を図るため、様々な協力プロジェクトの実施や、国際郵便に関する公正で開かれたルールの方針が定められている。そして特に近年、UPUは、越境電子商取引の拡大に対応した適切な国際郵便の枠組の方針を担う機関として、国際物流の発展に大きな役割を果たすことが期待されている状況にある。

このような中、2022年（令和4年）1月から、我が国の目時政彦氏がUPUの事務局長（任期：1期4年間、最大で2期まで可能）を務めており、UPUにおける様々な取組を牽引していくことが期待されている。

総務省としても、目時事務局長のリーダーシップを積極的に支えており、例えば、目時事務局長の就任を踏まえ、UPUへの更なる貢献を図る観点から、UPUに対する任意拠出金を増額し、UPUにおける様々な協力プロジェクトへの支援を強化している。

具体的には、総務省においては、UPUとの間の協力覚書に基づき、①災害に強い郵便ネットワーク構築の取組、②環境への負荷の少ない郵便ネットワーク構築を通じた気候変動対応の取組、③郵便ネットワークを金融包摂や感染症対策などの社会的ニーズへの対応、新ビジネスの展開などの基盤として活用する取組、④ICTなどの最先端技術を活用した郵便ネットワーク・サービスの付加価値向上の取組を対象分野として、UPU加盟国における協力プロジェクトの実施を支援してきているが、目時事務局長の就任直後の2022年（令和4年）3月にこの協力覚書を更新し、UPU

*1 2021年（令和3年）6月、日本郵政がかんぽ生命株式の2分の1以上を処分したことから、かんぽ生命の新規業務は認可制から届出制へ移行。

への任意拠出金の増額を踏まえた実施プロジェクトの拡充（気候変動対応への取組の強化等）を図っている。

また、協力プロジェクトの一つとして、2022年度（令和4年度）において、UPUが設置する緊急連帯基金（ESF:Emergency Solidarity Fund^{*2}）への拠出を通じたウクライナの郵便分野への支援も行っている。このような支援を通じて、我が国として、世界の郵便ネットワーク・サービスの一層の発展に貢献するとともに、UPUにおける国際郵便に関する公正で開かれたルールの策定にも積極的に貢献している。

2 日本型郵便インフラの海外展開支援

総務省では、政府の「インフラシステム海外展開戦略2025^{*3}」（令和4年6月追補版）及び「総務省海外展開行動計画2025」（令和4年7月策定^{*4}）の一環として、日本型郵便インフラシステムの海外展開を推進している。この取組は、アジア、東欧などの主に新興国・途上国を対象に、我が国の郵便に関連する優れた技術や業務ノウハウを提供し、相手国の郵便事業の近代化・高度化を支援するものである。郵便インフラの核である区分機などの更新や拡張の機会を捉え、区分センターで利用される機材などの周辺ビジネスの獲得を図りつつ、相手国の郵便事業全般に係るニーズや課題の把握に努め、eコマースやDX（デジタル・トランスフォーメーション）、GX（グリーン・トランスフォーメーション）などの新たなビジネスの可能性も探ることで、関連の分野において技術・知見を有する我が国企業の参入を促している。

引き続き各国との協力事業を深掘りしていくとともに、新たな協力対象国の発掘に向けて、郵便関連の国際会議等への積極的な参加を通じた諸外国の郵便事業者との関係構築や、各地域の郵便事情に関する基礎調査等を実施していくことで、日本型郵便インフラシステムの海外展開を推進していく。

4 信書便事業の動向

民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）により、民間事業者も信書の送達事業を行うことが可能となった。郵便のユニバーサルサービスの提供確保に支障がない範囲の役務のみを提供する特定信書便事業については、583者（2022年度（令和4年度）末現在）が参入しており、顧客のニーズに応じて、一定のルートを巡回して各地点で信書便物を順次引き受け配達する巡回集配サービスや、比較的近い距離や限定された区域内を配達する急送サービス、お祝いやお悔やみなどのメッセージを装飾が施された台紙などと一緒に配達する電報類似サービスなどが提供されている。

総務省では、信書便事業の趣旨や制度内容に関する理解を促進し、信書を適切に送っていただくため、信書の定義や信書便制度などについての周知を行っている。

*2 災害等により被害を受けた加盟国に対する緊急援助を行うためのUPUの基金。

*3 インフラシステム海外展開戦略2025（令和4年6月追補版）：<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyuu/dai54/infra.pdf>

*4 総務省海外展開行動計画2025（令和4年7月策定）：https://www.soumu.go.jp/main_content/000842643.pdf